

川口短期大学履修規程

平成31年 3月 7日制定

(目的)

第1条 川口短期大学(以下「本学」という。)における学生の卒業要件、授業科目の履修登録、履修方法、試験、成績及び単位認定については、本学学則第4章、第5章及び第6章に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(卒業要件)

第2条 授業科目を履修し卒業要件を満たすためには、学則第4条及び第29条の規定により、本学に2年以上在学し、学則別表第一に定める各学科の科目区分ごとに必要とされる単位数を充足したうえで(編入学生は学則14条第2項により)、合計68単位以上を修得しなければならない。

(履修登録)

第3条 学生は毎学期の始めに、履修する科目を所定の履修登録期間内に登録しなければならない。

- 2 履修登録をしていない科目については、単位の修得ができない。
- 3 同一名称の科目を重複して履修登録することはできない。
- 4 既に合格又は単位を認定した授業科目を再度履修することはできない。
- 5 同時に重複して科目を履修することはできない。

(年次別・学期別履修)

第4条 授業科目が年次別又は学期別に配当されている場合は、当該年次又は当該学期にならなければその科目を履修することができない。

(他学科の履修)

第5条 学生は所属学科以外で開講されている学則別表第一に記載の他学科の科目を学則の範囲内で自由選択科目として履修することができる。ただし、他学科のクラス指定科目や人数制限のある科目については、履修が認められないことがある。

- 2 前項の自由選択科目は、ビジネス実務学科については8単位以内、またこども学科については14単位以内を卒業要件単位数に含めることができる。

(標準単位数について)

第6条 年間の標準単位数は、34単位とする。

(履修登録者数の基準)

第7条 各授業科目について履修登録者数の基準を設ける。

- 2 講義科目は50～80名を標準とする。100名を超えた場合は分級することができる。
- 3 演習、実技及び実習科目(保育士養成過程履修規程参照)及び、「英語」は50名を標準とする。
- 4 ゼミは8～15名を標準とする。
- 5 履修登録希望者が標準数を超過した場合には、履修者の選抜を行うことがある。選抜基準は上級年次生を優先し、教職課程及び保育士養成課程に係る科目については各課程登録学生を優先する。

(授業科目の開講取消の措置)

第8条 履修登録者が3名以下の授業科目(ゼミ(演習を除く))は、その学期の開講を取り消すことがある。ただし、専任教員担当科目は除く。

- 2 取り消された科目は、翌年に履修者がいる場合は、開講する。

(履修登録後の変更、追加及び取消)

第9条 履修登録締め切り後の登録の変更、追加又は取消はできない。ただし、正当な理由があり教務委員会が認めた場合には、所定の手続きをとることにより、登録の変更、追加又は取消を行うことができる。

(再履修)

第10条 履修科目の成績評価が合格点に達しなかった者は、再履修しない限りその履修科目の単位を修得することはできない。

- 2 再履修しようとする授業科目については、履修登録期間に「再履修登録申請書」を教務課に提出しなければならない。
- 3 再履修登録料は、1科目につき1,000円とする。

(定期試験)

第11条 定期試験は各学期の授業の第16回目に行うものとする。なお、通年科目については授業の第31回目に行う。

- 2 定期試験は次の要件をすべて満たす者が受験資格を持つ。
 - (1) 受験科目の履修登録を完了していること。
 - (2) 原則として授業回数数の3分の2以上出席していること。
 - (3) 当該学期までの学納金を納入していること。
 - (4) 試験当日、学生証及び特に指定されたものを所持していること。
 - (5) 再履修科目については、再履修登録料を納入し、登録を完了していること。
- 3 試験は60分または90分で行う。
- 4 遅刻の限度は、試験開始から20分までとし、この時間以降は受験することはできない。
- 5 受験者は原則として試験時間の3分の2を超えるまでは退出できない。退出したら、原則として再入室することはできない。
- 6 試験中に不正行為が行われた場合には、当該受験科目を不合格とする。また、教授会の決定により、当該学期のすべての履修科目の単位修得を認めないことがある。

(追試験)

第12条 前条第2項に定める要件を満たす者が下表左欄に掲げる理由で受験できなかった場合には、所定の手続を経たうえで追試験を申請することができる。申請の際には定期試験の実施日時に受験できない理由が存することを証明する書類(下表右欄を参照)を提出しなければならない。提出された内容について、本学がやむを得ないと判断した場合に限り、所定の手続きを経たうえで受験することができる。追試験の評価は100点満点とする。

追試験の対象理由	証明書類の例
傷病	医師による診断書もしくは治癒証明書、または医療機関の領収書等(定期試験実施日時に受験できない理由がわかるもの)
交通機関の遅延	交通機関の発行する遅延証明書等
忌引き(同居人または3親等以内の親族)	会葬礼状、葬儀案内等
自然災害・火災等	災害を被ったことを証明する書類(公的書類または保証人等の状況説明書等)
免許・資格に関わる実習等	試験当日が実習中であることを示す証明書またはガイダンス等参加証明書
就職活動等	就職試験受験等を証明する書類
単位互換協定に基づく派遣先大学での試験実施	派遣先大学の試験日程を明らかにする書類
その他(教務委員長が特に認めた場合)	定期試験日時に受験できない理由が存することを証明する書類

2 追試験受験料は、1科目につき1,000円とする。ただし、免許・資格取得に係る実習及び単位互換協定に基づく単位認定試験を理由とする追試験受験の場合には、受験料を免除する。

(再試験)

第13条 定期試験の受験科目で不合格となった科目については、再試験申請に基づき、教務委員長が認めた場合に当該科目について再試験(レポートを含む)を実施する。再試験の評価は59点満点とする。

2 再試験受験料は、1科目につき1,000円とする。

3 再試験は以下の各事項のいずれかの要件に該当することとなった者に実施する。

(1) 各学期の再試験

ア 各学期の必修科目で不合格となった者。

イ 各学期の教職課程及び保育士養成課程科目のうち、教育実習及び保育実習を実施するうえで修得しておかなければならない科目で不合格となった者。

ウ 各学期の教職課程及び保育士養成課程の必修科目、ベビーシッター資格取得の必修科目で不合格となった者。

エ 教員免許取得及び保育士資格取得のため選択必修科目の不合格の者で、2年次後期に2年次の当該科目の不足単位数の科目についてのみ再試験を受ける者。

(2) 卒業年次生の卒業再試験

卒業年次生の卒業再試験科目は、当該学生が卒業年次に定期試験を受け、不合格となった科目のうち、卒業に必要な4単位以内の不足の者に限り、教務委員会の議を経て、卒業判定の後に提出された卒業再試験申請に基づき、4単位を上限として卒業再試験(課題レポート含む)を認め、卒業年度末までの期間(9月卒業者の場合は、9月末まで)に実施することができる。卒業再試験の満点は、59点とする。

(成績評価の基準)

第14条 学則第26条に規定する成績評価は、次表に定める基準によるものとする。可以上を合格とする。

素点	100~80	79~60	59~51	50~0	定期試験未受験
成績通知表	優	良	可	素点のまま	欠
成績証明書(和文)	優	良	可	記載せず	記載せず
成績証明書(英文)	A	B	C	記載せず	記載せず
合否	合格			不合格	

2 合格した科目の単位を取り消すことはできない。

3 再試験による成績評価は59点満点で行う。

4 成績は、次の学期の総合ガイダンス(最終学期については学位記授与式当日)に配付する成績通知書によって通知する。成績の内容に質問がある場合には、成績通知書交付開始日から7日以内に教務課に申し出て所定の手続きをとることとする。この期間中に申し出がない場合には、成績を了承したものとする。

(成績指標の算出方法)

第15条 成績指標は以下の計算式により算出する。

$$\frac{\text{優の単位数} \times 1 + \text{良の単位数} \times 0.5 + \text{可の単位数} \times 0.25}{\text{総修得単位数(卒業要件科目で算出、「認定」の評価と記載された科目は除く。)}} \times 100$$

(他大学等における修得単位等の認定)

- 第16条 学則第27条第1項、第2項及び第3項の規定により、他の大学又は短期大学で修得した単位、並びに学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修やその他文部科学大臣が定める学修については、30単位を超えない範囲で本学の単位として認定することができる。
- 2 単位認定方法については、希望する学科の科目と内容類似性が認められ、かつ学科開講科目の単位数を満たしている場合に、教務委員長が認定し、教授会の議を経て単位を決定することができる。
 - 3 単位認定された科目の成績評価は「認定」とする。
 - 4 単位の認定を希望する者は、教務課にて所定の手続きをとらなければならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第17条 学則第28条第1項、第2項及び第3項の規定により、本学に入学する前に大学もしくは短期大学又は外国の大学等において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)、並びに前条1項に規定する学修については、前条1項において認定できるとした単位数と合わせて30単位を超えない範囲で本学の単位として認めることができる(編入学生は除く)。
- 2 単位認定方法については、希望する学科の科目と内容の類似性が認められ、かつ学科開講科目の単位数を満たしている場合に、教務委員長が認定し、教授会の議を経て単位を決定することができる。
 - 3 単位認定された科目の成績評価は「認定」とする。
 - 4 単位の認定を希望する者は、教務課にて所定の手続きをとらなければならない。

(編入学生の履修と既修得単位の認定)

- 第18条 編入学生の履修は、編入学した年次の履修の要領によるものとする。
- 2 編入学前に在籍した大学もしくは短期大学又はこれらと同等の学校で修得した単位については、希望する学科の科目の内容と類似性が認められ、かつ学科開講科目の単位数を満たしている場合に、教務委員長が認定し、教授会の議を経て単位を決定することができる。
 - 3 単位認定された科目の成績評価は「認定」とする。
 - 4 単位の認定を希望する者は、教務課にて所定の手続きをとらなければならない。

(単位互換協定を結ぶ他大学等における修得単位の認定)

- 第19条 本学と単位互換協定を結ぶ他大学等で修得した単位については、本学の単位として認定することができる。
- 2 単位認定の対象となる科目及び認定分野等は、教授会の議を経て決定する。
 - 3 単位認定された科目の成績評価は「認定」とする。
 - 4 単位の認定を希望する者は、教務課にて所定の手続きをとらなければならない。

(資格・検定試験の成果による単位の認定)

- 第20条 本学が認める資格・検定試験において、本学が定める基準に達するとみなされたものについては、本学における授業科目の履修により修得した単位として認定することができる。
- 2 対象となる資格・検定試験及び単位認定される授業科目は、教授会の議を経て決定する。
 - 3 単位認定される科目の成績評価は「優(80点)」とする。
 - 4 単位の認定を希望する者は、教務課にて所定の手続きをとらなければならない。

(改 廃)

- 第21条 この規程の改廃は、運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学者から適用する。